

菊川文化会館アエルの指定管理期間を変更しました

菊川文化会館アエルは令和3年3月をもって第3期の指定管理期間が満了となります。当初は、令和2年度中に第4期の指定管理者の公募を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の状況に不確定的な要素が多いため、新たに指定管理者を公募することが困難な状況にあります。

このため、令和2年12月菊川市議会定例会において議決をいただき、現指定管理者による指定管理期間を変更しました。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 菊川文化会館アエル
所在地 菊川市本所2488番地の2

2 指定管理者の名称及び所在地

名 称 株式会社SBSプロモーション
代表者 代表取締役 永田龍彦
所在地 静岡市駿河区森下町1番35号

3 指定管理期間

(変更前) 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
(変更後) 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

4 指定管理期間延長の協議方法

菊川市指定管理者選定委員会において、現指定管理者から提出された事業報告と新たに指定期間となる令和3年度の取組み内容について、同委員会選定要領に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、指定管理期間の変更について協議した。

5 協議結果

菊川文化会館アエルは、平成20年度から指定管理者制度を導入し、株式会社SBSプロモーションは現在の指定期間が第2期目となっている。

同社は、指定管理者として、管理運営業務仕様書（水準書）に沿った適切な管理運営とサービスの提供を実施しており、菊川文化会館アエルの調査審議の組織である菊川文化会館アエル運営委員会からも高く評価されている。令和3年度においても、選定委員会に提出された事業計画書や収支予算書から適正な事業実施が見込まれ、適切に運営できると判断した。

6 次期指定管理期間における指定管理者に対する意見・要望

(1) 現指定管理者として、クラシックや古典芸能により良質な芸術文化の継承に取り組んでいただいているが、それと同時に娯楽性のあるイベント等を開催することにより、利用者数や事業収入の更なる増加に努めていただきたい。

- (2) 公演の開催時に、当該公演に係るイベント等を同時に開催していただき、スペースの有効利用や利用者数の増加を図っていただきたい。
- (3) 収支予算書について、新型コロナウイルス感染症の影響等もあるため、支出の分類として、固定費と変動費を分けて記載することで、事業実施の影響を受ける経費と受けない経費を明らかにすることができる。そうした予算書を見せることが良いのではないか。

7 指定管理期間変更までの経緯

令和2年10月8日 第1回指定管理者選定委員会を開催 プレゼンテーション、ヒアリングを実施し協議

令和2年12月10日 議決により変更